

8月定例教育委員会 資料	
年月日	平成29年8月30日
担当課	学校教育課

議案第29号 鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校における補助教材費徴収規則の制定について

鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校における補助教材費徴収規則を制定する規則案要綱

1 制定の目的

この規則は、鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校における補助教材費徴収規則の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とするものです。

2 制定の内容

- (1) この規則の趣旨を定めることとします。(第1条関係)
- (2) 補助教材費の徴収の対象となる補助教材の定義を定めることとします。(第2条関係)
- (3) 保護者が補助教材費使用の申し込みをすることで、使用及び費用の負担をすることについて、承諾することとします。(第3条関係)
- (4) 補助教材費の徴収対象となる補助教材及び上限額を定め、納入について保護者に義務付け通知することとします。(第4条、第5条、別表関係)
- (5) 補助教材費の納入方法について定めることとします。(第6条関係)
- (6) 未納の補助教材費に対し、必要な事項を定めることとします。(第7条、第8条関係)
- (7) その他必要な事項に関し、市長が別に定めることとします。(第9条関係)

3 施行日

この規則は、平成30年4月1日から施行することとします。

議案第 29 号

鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校における補助教材費徴収規則の
制定について

鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校における補助教材費徴収規則を次のように
制定する。

平成 29 年 8 月 30 日

鳥取市教育委員会
教育長 尾室 高志

鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校における補助教材費徴収規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校で使用する補助教材に要
する経費(以下「補助教材費」という)の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに
よる。

- (1) 補助教材 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号。以下「法」という。)第 34 条第
2 項(第 49 条及び第 49 条の 8 において準用する場合を含む。)に基づき使用する補
助教材をいう。
- (2) 学校 鳥取市立学校条例(昭和 39 年鳥取市条例第 5 号)に定める小学校、中学校
及び義務教育学校をいう。
- (3) 保護者 法第 16 条に規定する保護者をいう。

(補助教材使用の申し込み)

第 3 条 保護者は、児童又は生徒が学校に入学又は転学する場合において、当該学校で使
用する補助教材について、保護者は、補助教材使用申込書(様式第 1 号)により市長に
対して申し込みするものとし、これらの補助教材の使用及び費用の負担について承諾す
るものとする。

(補助教材費の徴収等)

第 4 条 市長は、学校における補助教材の費用を児童又は生徒の保護者から徴収する。

2 前項の規定により、その費用を徴収することとなる補助教材は、各小学校、中学校又

は義務教育学校が、各学年につき使用教材として教育委員会へ届出したもの（中学校又は義務教育学校後期課程の各学年にあっては、教科別標準使用として届出されたもの）であって、その内容及び補助教材費の上限額は、別表に掲げるものとする。

3 費用を徴収する補助教材の名称及び額は、年度毎に教育委員会の意見を基に市長が決定する。

（補助教材費の額の通知等）

第5条 市長は、前条の規定により費用を徴収する補助教材の名称及び額を決定したときは、速やかに保護者に通知する。

（補助教材費の納入方法）

第6条 保護者は、前条で通知のあった補助教材費を徴収する月（毎年6月、8月、10月、12月、翌年の2月及び4月）の各月末までに口座振替又は納入通知書により納入しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、別に納期限を定めることができる。

2 市長は、口座振替の方法により補助教材費を納入する場合において、口座振替による納入がなされなかった場合は、2回を限度に再振替を行う。

（督促）

第7条 補助教材費の督促は、督促状（様式第2号）により行うものとする。

（補助教材費の遅延損害金）

第8条 市長は、第6条第1項に規定する納付期限から1年を経過し、未納の補助教材費の一括納付又は分納に応じない場合においては、その補助教材費に、当該納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、年5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金を徴収することができる。

2 前項の遅延損害金の算定については、鳥取市税外収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例（昭和36年鳥取市条例第14号）第5条第1項ただし書の規定を準用する

（委任）

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校における補助教材費の公会計化が行われることに伴い、必要な事項を定めるためである。

別表（第4条関係）

学校等	教科等	使用教材等	補助教材費徴収の 上限額
小学校及び 義務教育学 校の前期課 程の各学年	国語	国語テスト、漢字ドリル、書写ノート、ローマ 字練習、診断テスト、国語問題集、ひらがな練 習、カタカナ練習	1人当たり 年額 15,000円
	社会	社会テスト、資料集、県・市版資料集、県・市 版地図	
	算数	算数テスト、計算ドリル、診断テスト、算数問 題集	
	理科	理科テスト、理科ノート、教材（実験セット）	
	生活	教材（栽培セット）	
	音楽	音楽ワーク	
	家庭	家庭科ノート、教材（練習布、ナップサック、 エプロン）	
	図工	教材（版画、紙工作、粘土工作、木工工作、金 属工作）	
	体育	準教科書	
	諸検査	知能検査	
中学校及び 義務教育学 校の後期課 程の学年	国語	資料集、問題集、単元プリント	1人当たり 年額 20,000円
	数学	問題集、単元プリント	
	社会	資料集、白地図帳、問題集、単元プリント	
	理科	資料集、問題集、単元プリント	
	英語	問題集、単元プリント、リスニングテスト	
	音楽	合唱曲集	
	美術	資料集	
	技術	資料集、ノート	
	家庭	資料集、ノート	
保健体 育	教材		

様式第1号(第3条関係)

補助教材使用申込書

年 月 日

鳥取市長 様

保護者等 郵便番号 -
(納付義務者) 住 所

ふりがな

氏 名

㊞

私は、鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校における補助教材費徴収規則第3条の規定により、次のとおり申込し、補助教材の使用及び経費の負担を承諾します。

補助教材を使用する児童・生徒について	学 校 名	鳥取市立	学 年	年
	ふりがな 氏 名			
	住 所	〒 -		
	(備考)			

備考

この申込書は、鳥取市立の小学校から中学校を卒業(市外に転校等)するまで継続されま
す。

児童等ごとに記入し、学校に提出してください。

学校長は内容確認後、鳥取市教育委員会に提出してください。

(学校長確認欄)

チェック

様式第2号（第7条関係）

（表面）

加入者名	鳥取市会計管理者	口座番号	
------	----------	------	--

督 促 状（兼領収証書）

必ず裏面をお読みください。

様

年	度		月	
通知書番号				
補助教材費				
遅延損害金				
合計額				
発行日				
納期限				

納付場所
裏面に記載の鳥取市指定金融機関・指定代理金融機関・収納代理金融機関（納期限内に限る）

(裏面)

表記の金額を至急当市指定金融機関等に納付してください。

鳥取市長

印

この督促状と行き違いに納付された場合はご了承ください。

納付場所 (省略)